

大型映像作品撮影等招致事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 大型映像作品撮影等招致事業費補助金（以下「補助金」という。）については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）によるほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、山梨県で行われる、映画、ドラマ、ドキュメンタリー及びアニメーション等（以下「作品」という。）の撮影又は制作（以下「制作等」という。）を通じて、本県の魅力を高めるとともに、観光客の誘致を図ることを目的とし、これに要する経費について予算の範囲内で補助する。

(補助金の交付対象となる事業及び経費等)

第3条 本補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる事項をすべて満たすものとし、補助対象経費及び補助率は、別表1又は別表2に掲げるとおりとする。

- (1) 劇場、テレビ又はインターネット配信等の媒体で広く公開（以下「公開等」という。）され、別表3に掲げる商業的な映像作品の制作等であって、交付決定の日から5年以内に公開等が予定されているもの。
- (2) 作品の制作経費のうち、山梨県内に本社、支社、支店、事務所又は事業所等を有する法人若しくは居住する個人（以下「県内事業者」という。）に対して支出する補助対象経費の総額が1,000万円以上の作品であること。
- (3) 成人向け作品でないこと。
- (4) 特定の政治的・宗教的な宣伝を意図する若しくは当該立場を主張又は誹謗中傷する作品でないこと（これに準ずるものを含む）。
- (5) 内容が著しく公序良俗に反するものと判断される作品でないこと。
- (6) 作品の視聴者が特定の人に限られ、広く一般に公開等がされない作品でないこと。
- (7) 山梨県のブランドイメージを損なう恐れのある作品でないこと。
- (8) 他の補助金の交付対象ではない作品であること。

2 前項規定のほか、知事が特に必要と認めた作品。

(補助金交付の対象者)

第4条 この補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象事業者」という。）は、国内に所在する団体で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 日本の法令に基づく法人格を有する団体

(2) 本業務を円滑に遂行するために必要な定款又は規約若しくは組織人員等を有しかつ資金等についての十分な経理・管理能力を有している団体(次のアからウまでを満たしていること。)

ア 団体の意思を決定し、執行する機関が確立されていること。

イ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること。

ウ 団体活動の本拠として事務所を有すること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付を受けることができない。

(1) 山梨県税を滞納している者

(2) 山梨県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中の者

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく更生又は再生手続きを行っている者

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を役員、代理人、支配人その他の使用人等として使用している者

(5) 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条に規定する政治団体に該当する者

(6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に規定する施設(これに類するものを含む。)に該当する者

(補助金交付の申請)

第5条 この補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、補助金交付申請書(様式第1号)に次の関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) 収支予算書(様式第3号)

(3) 申請者概要(様式第4号)

(4) 定款

(5) 登記事項証明書

(6) 直近の決算書

(7) 山梨県税に未納がない旨の証明書(納税証明書)

(8) 誓約書(様式第5号)

(9) 作品の企画書

(10) 制作スケジュール表

(11) 役員名簿

(12) 過去の実績が分かる概要資料

(13) 前各号の他知事が必要と認める書類

- 2 補助対象事業者は、前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金交付の決定)

- 第6条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、書類を審査の上、交付すべきものと認めたときは速やかに交付の決定を行い、交付決定通知書（様式第6号）を補助対象事業者に送付するものとする。
- 2 知事は、前項の決定を行う場合は、有識者等で構成する検討会の意見を聴取するものとする。
 - 3 前項の検討会の開催に関して必要な事項は別に定める。

(補助金交付の条件)

第7条 補助金の交付条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更しようとするときは、変更承認申請書（様式第7号）を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りでない。
- (2) 知事は、第5条第2項の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。
- (3) 知事は、第5条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- (4) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、中止・廃止承認申請書（様式第8号）を提出し、知事の承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(状況報告)

第8条 補助対象事業者は、補助事業の遂行及び収支状況について、知事の要求があったときは、速やかに知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助対象事業者は、補助事業が完了した日又は廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定した年度の2月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第9号）に次の関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 支出した経費の事実を証明する領収書等の証票書類（写しを含む。）
 - (2) 経費支出明細書（様式第10号）
 - (3) 人件費算出表（補助対象経費に人件費を含む場合）
 - (4) 撮影などが適正に行われたことを証明する許可証の写しなどの書類（許可証が発行された場合のみ）
 - (5) 直接的経済効果調査書（様式第11号）
 - (6) 最終的な撮影関係者が確認できる資料
 - (7) 前各号の他知事が必要と認める書類
- 2 第5条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした補助対象事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第5条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした補助対象事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助対象事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を、消費税等仕入控除税額報告書（様式第12号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
- 4 補助対象事業者は、対象作品の公開等が決定されたときは、速やかにその旨を事業公開等報告書（様式第13号）により知事へ報告しなければならない。なお、公開等後、興行成績又は視聴率等についても知事に報告するものとする。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、前条の規定により実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書（様式第14号）により補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第11条 補助金は、精算払いとする。

2 補助対象事業者は、前項の規定により精算払いを受けようとするときは、精算払請求書（様式第15号）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助事業が完了した日の属する年度の3月31日までに精算払いとして前項の請求書により補助金を交付するものとする。

4 知事は、補助金の交付までがなされた日をもって事業の完了日とする。

（交付決定の取消等）

第12条 知事は、第7条第4号の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

（1）補助対象事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

（2）補助対象事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合

（3）補助対象事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

（4）補助対象事業者が、交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、規則第17条第1項に規定する割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて、規則第17条第3項に規定する割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（財産の処分及び管理）

第13条 補助対象事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具（以下「取得財産等」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 補助対象事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第

16号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(帳簿等の整備及び保管)

第14条 補助対象事業者は、補助事業の収支に関する帳簿及び関係書類について支給を受けた日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

- 2 前条第1項に規定する取得財産等がある場合は、その財産処分制限期間中、前項の帳簿等を整備保管しなければならない。ただし、前条第2項による知事の承認を受けた場合は、その年度までとする。

(事業の公表)

第15条 本事業に採択された作品に係る情報は、原則として公表される。ただし、機密情報等については、公表時期等について個別に協議を行う。

(委任細則)

- 1 この要綱は、令和6年10月3日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日から施行する。

別表1 補助対象経費、補助率等（実写）

補助対象経費となるのは、県内事業者に支払った次に掲げる経費とする。

補助対象経費			補助率
人件費	人件費	撮影・制作スタッフやエキストラ等に要する人件費等（作品制作等に係る費用に限る。）	補助対象経費の1／2以内（補助金の額は2,000万円を上限とする。）
物件費	宿泊費	作品制作関係者の制作等のために必要な宿泊に要する経費等（1人13,100円を上限とする。）	
	食事費	作品制作関係者の制作等のために必要な店舗での飲食、ロケ弁当、ケータリング、キッチンカー等の費用等	
	消耗品費	制作等に要する消耗品等の購入費等（1品当たり5万円未満の購入物品に限る。）	
	美術費	制作等に要する大道具・小道具・衣装、セットの建て込み費等の美術費等（セット等の資材費、工事費等を含む。）	
	広告費	広告宣伝、イベント出展等の費用	
	施設使用料	制作等に関わる施設使用料等	
	機材費	制作等に要する機材のレンタル・リース費用等	
	車両費	制作等で山梨県内を移動するために要する車両のレンタル費、燃料費、駐車場費等	
その他知事が必要と認める経費			

注1 上記対象経費のうち、その性質に照らして補助対象経費とすることが適当であると認められないものは対象外とする。

2 常時雇用者の人件費については、本作品制作等に係る人件費を合理的な計算により算出すること。この場合、算出根拠も提出すること。なお、総務部門や社内管理部門など、作品制作等と直接関わりのない人件費は対象外とする。

3 ロケハン又はシナハンのために要する経費も含む。

4 上記対象経費のうち、消費税及び地方消費税相当分については、補助対象経費から除外する。

別表2 補助対象経費、補助率等（アニメーション）

補助対象経費となるのは、県内事業者に支払った次に掲げる経費とする。

対象経費			補助率
人件費	人件費	撮影・制作スタッフやエキストラ等に要する人件費等（作品制作等に係る費用に限る。）	補助対象経費の1／2以内（補助金の額は2,000万円を上限とする。）
物件費	宿泊費	作品制作関係者の制作等のために必要な宿泊に要する経費等（1人13,100円を上限とする。）	
	食事費	作品制作関係者の制作等のために必要な店舗での飲食、ロケ弁当、ケータリング、キッチンカー等の費用等	
	原画制作費	デザイン費、絵コンテ費、レイアウト費、美術・設定費、原画費、動画費、3DCG制作費、撮影費等の原画制作に要する経費等	
	消耗品費	制作等に要する消耗品等の購入費等（1品当たり5万円未満の購入物品に限る。）	
	美術費	制作等に要する大道具・小道具・衣装、セットの建て込み費等の美術費等（セット等の資材費、工事費等を含む。）	
	広告費	広告宣伝、イベント出展等の費用	
	施設使用料	制作等に関わる施設使用料等	
	機材費	制作等に要する機材のレンタル・リース費用等	
	車両費	制作等で山梨県内を移動するために要する車両のレンタル費、燃料費、駐車場費等	
その他知事が必要と認める経費			

注1 上記対象経費のうち、その性質に照らして補助対象経費とすることが適当であると認められないものは対象外とする。

2 常時雇用者の人件費については、本作品制作等に係る人件費を合理的な計算により算出すること。この場合、算出根拠も提出すること。なお、総務部門や社内管理部門など、作品制作等と直接関わりのない人件費は対象外とする。

3 ロケハン又はシナハンのために要する経費も含む。

4 上記対象経費のうち、消費税及び地方消費税相当分については、補助対象経費から除外する。

別表3 交付対象作品

作品区分	公開媒体	公開規模
実写 (山梨県内で制作等を行 うもの)	映画	100館以上の映画館・劇場で 公開されるもの又は大手動画配 信サービスで配信されるもの
	テレビ（ドラマ、ドキュ メンタリー）、動画配信 (動画配信サービスオリジ ナル作品)	全国放送又は大手動画配信サー ビスで配信されるもの
アニメーション (山梨県内が作品のモデ ル地として複数箇所登場 するもの)	映画	100館以上の映画館・劇場で 公開されるもの又は大手動画配 信サービスで配信されるもの
	テレビ（テレビアニメ）、 動画配信（動画配信サー ビスオリジナル作品)	全国放送又は大手動画配信サー ビスで配信されるもの